

関 広 防 第 号  
平成 2 7 年 月 日

経済産業大臣

宮沢 洋一 様

原子力規制委員会委員長

田中 俊一 様

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

望月 義夫 様

関西広域連合長 井戸 敏三

原子力防災対策に関する質問について（依頼）

関西電力高浜発電所 3・4 号機の再稼働に関する課題については、去る 7 月 23 日には、貴省（委員会・府）からご説明いただきました。

しかしながら、別紙の追加質問項目の内容についてさらにご説明いただく必要があると考えており、改めて回答をお願いします。



原子力防災対策に関する申入れに対する国の回答概要と追加質問項目

申入れ・質問事項	各省庁回答	追加質問
<p><b>【申入れ1】原子力安全協定等</b></p> <p>PAZ、UPZ の区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築すること。</p>	<p>(資源エネルギー庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全協定等の当事者は、あくまで自治体と電力会社で、その内容や締結について国が強制することは適当ではない。</li> <li>平時から連絡や意見交換できる仕組みは重要であり、災害対策基本法に根拠を置く地域原子力防災協議会がその役割を担う。(京都府、滋賀県等では独自の協議会が設置され、国・事業者も積極的に参加)</li> </ul>	<p>○ 安全協定は、事業者と自治体・住民とのコミュニケーションを促進し、万一の際の備えとしても有効であるが、現状では安全協定の内容が自治体・事業者によって異なっており、本来一定レベルが確保されるべき自治体の関与の度合いに差違が生じている。</p> <p>このことは何のルールもなく事業者の自主的な取り組みに任せていることに起因するのではないか。法で安全協定を位置づけ、内容、対象自治体の範囲等を明確化すべきではないか。</p>
<p><b>【申入れ2】原子力発電再稼働手続きの法定化</b></p> <p>原子力発電所の再稼働は、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること。そのなかで同意を求める範囲等、立地自治体及び PAZ、UPZ 区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p>	<p>(資源エネルギー庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原発再稼働は、エネルギー基本計画による政府の方針。</li> <li>再稼働手続きも原子炉等規制法により安全性確保のための厳格な手続が定められており法的枠組みは整備されている。</li> <li>各地元自治体とコミュニケーションは大事、国も地域原子力防災協議会等を通じ、理解活動に取り組む。</li> <li>再稼働については、エネルギー基本計画を閣議決定し、明確に進める方針を示しており、政府が責任を持って判断をしている。</li> </ul>	<p>○ 原子力発電所の再稼働に当たっては、関係自治体の意見を聴いた上で、法的根拠に基づいて判断すべきであり、再稼働に係る手続き、理解と協力を得る自治体の範囲及びその判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限と責任等について法定化すべきではないか。</p>
<p><b>【申入れ3】避難対策、防護対策</b></p> <p>上記2点並びに SPEEDI 等の予測を活用した避難やUPZ 圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等、これまで関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい。</p>	<p>○SPEEDI 等の予測を活用した避難 (原子力規制庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPEEDI は、放出源情報に係る予測、気象予測の2つの不確定な要素があり、被ばくの可能性があるため、緊急時の防護措置の判断には使用しない。</li> <li>避難計画の基本である防災基本計画に気象データの活用等が記載されており、それで読み込める。指針に復活させることは今の時点では考えていない。</li> </ul>	<p>○ SPEEDI について、可搬型モニタリングポスト設置場所等の検討や避難ルートの検討に参考情報として有用と思われるので、それを活用できる仕組みを維持すべきではないか。</p> <p>○ 防災基本計画における緊急時の避難、屋内退避等の防護措置については、気象情報の活用等を明確に記載すべきではないか。</p>

申入れ・質問事項	各省庁回答	追加質問
	<p>○UPZ圏外における防護措置（原子力規制庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて、予防的に屋内退避を行う。</li> <li>・放射性物質放出後は、緊急時モニタリングの結果に基づき、UPZ内と同様の対応を実施</li> </ul> <p>○避難対策の実効性確保（内閣府）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性確保には、PDCAサイクルが重要で、原子力防災訓練で明らかになった課題を各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていくなど継続的に、内容の充実・強化に努める。</li> <li>・放射線防護対策等のための資機材整備など自治体だけでは対応困難な課題には、交付金で支援できるよう運用、今後も要請に応じて財政的な支援を行う。</li> </ul>	<p>○ 避難が安全かつ円滑に実施されるためには、下記の点においてより具体性を持たせた計画にすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZにおける避難計画（避難行動要支援者対策も含めた輸送手段確保、避難行動要支援者の避難先・輸送手段・支援者確保、国の実動組織による支援策）</li> <li>・UPZ圏外の防護対策（緊急時モニタリング体制・装備の内容、避難計画の必要性・あり方）</li> <li>・バスの運転手の安全確保策（被ばく上限が1mSvとされている中での安全確保策）</li> <li>・地震等複合災害への対応（道路等が破損した場合の対応、モニタリングポストの停電・破損時の対応）</li> </ul> <p>○ 現在検討している「高浜地域の緊急時対応」についても、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体および住民と連携しつつ、避難訓練を速やかに実施すべきではないか。</p>
	<p>○テロ対策（原子力規制庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準では航空機テロを想定し、原子炉から離れた箇所で制御や冷却を行える設備の設置等を要求。</li> <li>・事業者に対し原子炉等規制法に基づきテロリスト侵入阻止にかかる種々の防護措置を求めている。</li> </ul> <p>（内閣官房・内閣府）※委員会後の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事態対処法における緊急処理事態に認定される場合、国民の保護に関する基本指針、各省庁の国民保護計画に基づき対応を行う。</li> <li>・地方公共団体についても、国民保護計画に基づく対応を行う。</li> </ul>	<p>○ テロによる航空機事故や武力攻撃事態など様相によって対応が異なるが、国民保護計画では即時避難となる場合があり、「高浜地域の緊急時対応」におけるUPZの対応（屋内退避を原則）と相違することから、テロ時における避難対策を改めて記述すべきではないか。</p> <p>○ テロによる事故では、放射性物質の放出量は4.2テラベクレルを超えるのか。</p> <p>○ 新規制基準が求める安全目標「事故時の放射性物質放出量が100テラベクレルを超えるような事故発生頻度は、100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべき」を満たした場合、どの程度までの安全性を保障するものか、具体的にご説明いただきたい。</p>